

海外療養費について

国民健康保険の被保険者が、海外渡航中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により医療費の一部について払い戻しを受けることができます。

1. 申請手続きについて

【申請手続きに必要な書類】

①診療内容明細書（様式 A）および領収明細書（様式 B）

様式 A、B、ともに、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、診療を受けた海外の医療機関で医師等に記入してもらってください。

②領収書（原本）

③診療内容明細書（様式 A）、領収明細書（様式 B）および領収書の翻訳文

※翻訳者の住所・氏名を記入してください。

※翻訳者の資格等は問いません。翻訳業者に依頼した場合の費用は自己負担となります。

④調査にかかわる同意書

町田市が必要と認めた場合、海外療養費の申請内容について調査を行います。本人の同意が必要なため、申請時に同意書の提出が必要になります。署名・押印は受診者が行ってください。

⑤パスポート

※窓口でコピーを取らせていただきます。

※郵送の場合には、次のことが記載されているページをコピーしてください。

- ・本人の顔写真、氏名、生年月日が記載されているページ
- ・診療を受けた国への入国日と出国日が確認できるページ

※パスポートで渡航の事実が確認できない場合は、航空機の搭乗券の半券等が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

⑥受診者の保険証、印鑑（認め印）、振込口座のわかるもの

【申請手順】

①受診した海外の医療機関で、医療費の全額を支払います。

②その医療機関で医師等に、診療内容明細書（様式 A）、領収明細書（様式 B）および国民健康保険国際疾病分類表を渡して記入してもらいます。

③帰国後、町田市役所保険年金課保険給付係 107 に上記の必要な書類をご持参いただきます。

④療養費支給申請書にご記入、押印の上、上記の必要な書類①～④を添付して提出します。

※療養費支給申請書の左上に、診療を受けた国の国名、通貨名を記入してください。

⑤東京都国民健康保険団体連合会で保険診療として認められるか等を審査し、保険給付分が振り込まれます。（申請から振込まで2～3ヶ月かかります。）

※添付書類に不備がある場合、審査ができず、支給できないことがあります。

2. 支給対象について

日本国内で保険適用となっている医療行為が支給対象となります。

日本国内で保険適用となっていない医療行為（最先端医療、心臓や肺等の臓器移植、人工授精等の不妊治療、自然分娩、美容整形等）は支給対象外となります。

また、治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

3. 支給金額について

日本国内の医療機関等で、同様の医療行為を受けた場合にかかる金額を基準に計算した額（標準額）から、受診者の一部負担金相当額を差し引いた額を海外療養費として支給します。

実際に支払った額が標準額より低い場合は、実際に支払った額から受診者の一部負担金相当額を差し引いた額を海外療養費として支給します。

そのため、海外で実際に支払った医療費の総額から一部負担相当額を差し引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなることがあります。

※一部負担相当額

義務教育就学前まで : 費用の 2 割

義務教育就学～69 歳まで : 費用の 3 割

70～74 歳（一般） : 費用の 2 割

（昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、特例措置により 1 割）

70～74 歳（一定以上所得者）: 費用の 3 割

※一定以上所得者とは、同一世帯に前年の住民税課税所得が 145 万円以上の 70～74 歳までの国保加入者がいる方

※外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を決定します。

4. 申請期限について

海外で治療を受けた日の翌日から数えて 2 年を経過すると、時効により申請ができなくなります。

5. 不正請求防止について

支給申請に対しての審査を強化する取組を実施し、不正請求に関して警察と連携して厳正な対応を行っています。

6. その他

海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求金額が大きくことなります。支給額が実際に支払った金額より大幅に低くなる場合がありますので、必要に応じて民間の海外旅行保険等への加入を検討されることをお勧めいたします。